

総基事第163号
平成13年4月18日

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 井上 秀一 殿

総務省総合通信基盤局長
金 澤

Lモードサービスに関して確保されるべき事項について

Lモードサービスに係る情報通信審議会答申（平成13年3月16日情審通第61号）において、許可又は認可に当たって、利用者利便及び公正競争を確保する観点から、貴社において確保されるよう配慮することを要望する諸点が示されたところである。

これについては、貴社において適切に確保されることが必要と考えるので、別紙事項について、速やかに検討し、適切な措置を講じることとされたい。

なお、各項目に係る対応については、5月14日までに報告されたい。

- 1 アクセスポイントの番号取得のオープン化（アクセスポイントの選択性について）
 - (1) Lモードダウンロードセンタにおいて、Lモード端末に対してNTT東西のアクセスポイント番号と同一の条件で、競争事業者がブラウザフォンサービス提供のために設置するアクセスポイントの番号を他事業者からの請求に応じて速やかに付与できるように措置すること。
 - (2) なお、①との関連で、
 - ① 競争事業者がLモード端末からアクセスできるアクセスポイントを設置し、その端末を用いて、NTT東西のLモードサービスと同等のサービスを提供することができるのに十分な技術条件を開示すること。
 - ② 上記の場合においてLモード端末を共用プラットフォームとするために、既に製造工程にある端末を除き、Lメニューの内容に入る前の第1頁等においてLモード、Lメニュー等に特化した表示を行わないよう検討すること。
- 2 アクセスポイントのオープン化（アクセスポイントの接続性について）

NTT東西のアクセスポイントから他事業者の設置するゲートウェイへのアクセスを可能とすることについては、他事業者から請求があった段階で検討を行うこと。
- 3 ゲートウェイのオープン化（「選べるメニュー」の表示方法）

他事業者等の選択により第2頁又は第3頁画面において、他事業者等の設定するメニュー画面の選択を速やかに可能とすること。

なお、第2頁において措置する場合には、選択の表示方法において、NTT東西の設定するものと他事業者等の設定するものとの間で不公平とならないよう留意すること。
- 4 バックボーン、2次プロバイダに関するオープン化（接続性及び選択性について）

他事業者からの接続の請求があった場合には、これに応じること。
- 5 コンテンツ提供事業者の選定にあたっては、審査基準の制定・改廃に際して他事業者の意見要望を十分反映し、公平性、透明性を確保すること。また、審査事務等については第三者機関等が行うこと。
- 6 本許可（認可）に係るサービスの利用状況を四半期ごとに、収支状況を毎事業年度経過後に報告すること。また、Lモードサービスと他のサービスとの組合せによる割引サービスを提供しないこと。
- 7 本電気通信役務と音声伝送役務との会計を分離するとともに、本電気通信役務の実施後の収支実績、利用動向を踏まえて、サービスの内容について検討を行い、必要に応じて見直すこと。